慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中野貞一郎=石川明編『ゲルハルト・リュケ教授退官記念・民事手続法の改革』
Sub Title	Nakano, Teiichiro&Ishikawa, Akira ed. "Die Reform des Zivilverfahrensrechts : Festschrift für Gerhard Lüke"
Author	中山, 幸二(Nakayama, Koji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.9 (1996. 9) ,p.211- 219
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960928-0211

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

中野貞一郎＝石川明 編
『ゲルハルト・リュケ教授退官記念・民事手続法の改革』

一　本書は、一九九五年三月をもってドイツのザールラント大学を退官されたゲルハルト・リュケ教授に捧げられた記念論文集である。執筆者は、かつてリュケ教授のもとで学んだ日本、韓国、台湾の研究者二二名である。編集代表の中野貞一郎・石川明両教授を始めとする民事訴訟法学者を中心に、民商法・刑事法の研究者も名を連ねており、ドイツと極東との学術交流に尽力された教授の生き方と人柄がそのまま反映されている。現時点では、学問の喜びとは詰まるところ（芸術と同様に）メッセージの発信とその着実な受信にあると考える評者にとって、本書はリュケ教授を囲む学問の場・交歓の場として、その刊行自体に学問上の大きな意義が感ぜられる。本書に収められた論文の多くは、大なり小なりリュケ教授との交流を契機として研究に着手したものとされており、本書がその研究成果発表の場あるいは中間報告の場となり、右の意味での学問が着実に息づいていることを感じさせるからである。折しもわが国で民事訴訟法の改正作業が進められている時期でもあり、本書の基本テーマには「民事訴訟法の改正」が掲げられている。しかし、それにとどまらず、独仏韓台さらに欧州の訴訟法・執行法・倒産法の改正動向も射程に入れ、最終的には広く「民事手続法の改革」としてまとめられた。ドイツの法学者に捧げた日本語の記念論文集刊行という異例の事業である点も合わせて、民訴学界の共有財産が新たに蓄積されたことに対して、発起人および事務局の方々の労に心より敬意を表したい。

二　本書は、次の三部から成る。全部の執筆者と論文題名を掲げておこう。

第一部　民事訴訟法の改革

中野貞一郎「憲法と民事訴訟法――ゲルハルト・リュケ教授の所説に即して――」

石川　明「民訴法改正要綱試案における管轄について」

金　洪奎「韓国における集団紛争処理手続法の制定について」

坂原　正夫「訴訟終了宣言の日本における立法化について」

石渡　哲「民事訴訟法の改正と控訴審の審理構造――事後審、覆審、続審の長短およびそれぞれの採用の適否――」

堤　龍弥「職権調査事項と当事者の手続権保障――とくに、適法性の審査（Prüfung der Zulässigkeit）について――」

河村　好彦「主張責任と一般条項」

小池　和彦「督促手続の改正について――ドイツにおける有理性審査（Schlussigkeitsprufung）と既判力をめぐる議論を中心として――」

加藤　修「株主代表訴訟制度の妥当な展開への基礎」

永井　博史「人事訴訟手続法一四条の『婚姻ヲ維持スル為メ』の意

陳　栄宗「台湾の強制執行法の改正」
斎藤　和夫「担保権実行競売への新『統合』――『強制競売』の本来型としての担保権実行競売――」
西澤　宗英「フランス消費者倒産法における『誠意のある（de bonne foi）』債務者の概念――消費者倒産手続の対象となるべき債務者像を考える契機として――」
三上　威彦「ドイツ改正倒産法における消費者倒産の取扱いについて」
藤井まなみ「強制執行の際の外国国家に対する主権免除」
大濱しのぶ「EC取消訴訟における仏法と独法の影響――私人が提起する取消訴訟の訴えの利益をめぐって――」
入稲福　智「管轄および執行に関するEEC条約（EuGVÜ）第一条第一項の『民事事件』の概念に関して」
第二部　民事法の諸問題
内池慶四郎「津田利治先生『会社法以前』質問録――私の研究ノートⅡ『会社法以前』より『横槍民法総論』まで――」
阪埜　光男「平成五年改正商法の概要」
新田　敏「共有の土地と法定地上権の成否」
日向野弘毅「建築家の監理義務の範囲について――東京地裁平成三年一二月二五日判決に関連して――」
第三部　学術交流
宮澤　浩一「ザール大学と慶應義塾」

三　ここで、すべての論文を詳しく紹介することはできない。右のように広範な領域にわたる諸論稿をこの場で正確に紹介し、的確な論評を加えることは、そもそも評者の能力を大幅に越える。そこで、第一部の民事手続法にかかわる論文のうち評者が特に関心をもったものを中心に、その要点のみ紹介し、若干の感想を述べることにしよう。

劈頭論文は、中野貞一郎「憲法と民事訴訟法」である。これは、副題にも示されているように、ミュンヘナー・コンメンタール民事訴訟法の冒頭に載せられたリュケ教授の「基本法と民事訴訟法」の項を訳出・紹介しながら、わが国での憲法的視点からの民事訴訟手続の検討の必要性と可能性を論ずるものである。わが国のこの領域での中野教授の開拓的業績は、その著『民事手続の現在問題』『民事訴訟法の論点Ⅰ』（判例タイムズ社）所収の諸論稿に集積されている。そのモチーフはすでに三〇年前の留学時に抱かれたことが示唆されており、評者にはそれ以来の筆者の研究の蓄積と熟成を背景とした「リュケ教授との学問的対話」が感じられ、学問の形成過程に思いを馳せるとともに、そこに込められたメッセージの交換に胸を熱くする。本稿では、法的審尋請求権、公正手続請求権、武器平等の原則、権利保護の実効性、相当性の原則、実体的基本権と権利保護請求権、客観的恣意の禁止、訴訟原則と憲法との関係が取り上げられ、それぞれにつきわが国での議論状況との擦り合わせと受容可能性が検討されている。重要な論点指摘は数多いが、評者にとって印象的な二点だけ挙げておこう。一つは、法的審尋請求権にかかわる。裁判所が審尋の機会を与えずに裁判するという事態を想定した審尋請求権の論議が、わが国で一向に盛り上

がらないのはなぜか。筆者は、近時の手続保障論が紛争解決過程での裁判官の役割を極小化し、当事者間の手続ルールの探究に集中する点に主たる原因があるとする。この議論傾向に筆者は批判的であり、「憲法上の審尋請求権を、だれのだれに対する権利と考えるか、どのような場合に審尋請求権の侵害となるのか、釈明義務との関係はどうか、審尋請求権を侵害してなされた裁判の効力ないしこれに関する救済をどのように考えるべきかなど、多面的な検討を必要とする」と今後の日本の民訴法学の課題を提示する。評者もこの課題を痛感しており、従来、手続保障の存在をテコとした判決効拡張論の隆盛に比較して、手続保障の欠落に焦点を当てた判決効縮小論、いわば「マイナス方向の手続保障論」が余りにも貧相であった気がしてならない。いま一つは、訴訟原則たる処分権主義の位置づけにかかわる。この点については、処分権主義に憲法的保障を認める（憲法二九条及び自由権規定全体の背景にある人格の自由の思想に根拠を求める）石川明教授の見解と対決する。評者はこれを、本書の共同編者でもある石川教授への敬意の表れと見る。学問的交流の姿勢として学びたい。

石川明「民訴法改正要綱試案における管轄について」は、平成五年一二月に法務省民事局参事官室から発表された「民事訴訟手続に関する要綱試案」の管轄問題、特に知的財産権関係訴訟事件の管轄と専属管轄の合意の問題を取り上げ、平成三年の「民事訴訟手続に関する検討事項」以来の議論を整理して、あるべき立法の方向を指示する。筆者の結論は、知的財産権関係訴訟事件の管轄原因については改正の必要を認めず、むしろ現行法通りとして、特に審理の困難な事件については東京・大阪地裁への裁量移送を認めることで十分とする。管轄の合意については原則的自由の立場を堅持し、消費者保護の観点から民事訴訟法で合意に制限を加えるとする試案に反対し、むしろそれは消費者保護立法の中で規定すべしとする。筆者の当事者自治を基調とする自由主義的訴訟観〔一般法たる民事訴訟法においてはあくまでも自由主義を基調とし、特別法にその修正原理を類型的に細かく規定するという、原則―例外関係を厳格に維持する理論〕がここでも明確に反映されている。評者はかつて本誌（六〇巻一一号）本欄において、石川教授の『民事法の諸問題』（昭和六二年）を論評する機会を得たが、今改めて教授の理論体系の支柱を知る。同書には実体法・手続法の広範な領域における個別問題を素材として筆者の見解が短文で開陳されていた。そこに一貫する基本姿勢は、近代から現代に至る社会の基本構造の変遷にもかかわらず、私的自治を大原則として堅持し、当事者の主体性を基本に据えた実体法および訴訟法理論の構築を追求することであった。民訴法の領域では、とくに処分権主義にかかわる訴訟物論、当事者行為による訴訟終了論、当事者確定論等においてこれが顕著である。ドイツ法の動向に誰よりも鋭敏な筆者が、合意管轄を規制するＺＰＯの改正には厳しい批判的な態度を示した（同書一一三頁）のもこの基本姿勢

にいでたものにほかならない。筆者の代表的著作『訴訟上の和解の研究』『訴訟行為論の研究』が、当事者処分権主義そのものを扱ったものであることとも平仄が合う。評者は、消費者保護手続法の構築へ向けて数年来基礎資料を蓄積している段階であり（その一部として、管轄の合意に関する「消費者法判例紹介」NBL四四二号、四九七号、五〇四号参照）、消費者保護に大きく傾斜した視点から訴訟理論を見直そうとする者であるが、法体系の基本としての私的自治、当事者の主体性の確保という課題の重さを改めて噛みしめたい。

坂原正夫「訴訟終了宣言の日本における立法化について」は、筆者がかねてから必要性を指摘する訴訟終了宣言の制度につき、その立法の意義と立法への道筋を論ずるものである。筆者にとってこのテーマを本書で取り上げることには特別の感慨があろう。というのも、このテーマに取り組む契機となったのは、一九七二年のリュケ教授の下でのゼミナール報告であったことが述懐されているからである。筆者の論理はいつもながら緻密かつ周到であり、訴訟費用負担原則における結果責任説の採用の沿革に遡り、訴訟費用の問題に止まらない、当事者による訴訟終了の本質論に切り込む視角を提示する。わが国では弁護士費用が訴訟費用に含まれないことから、従来この問題を論ずる実務上の必要性が乏しいと感ぜられてきたと思われるが、いわゆる「第三の波」の提示する紛争解決観（判決による完結的紛争解決観からの脱皮）の影響により、訴えの取下げや請求の放棄など当事者による訴訟終了の場合の動機や経緯の考慮が今後比重を増し、これらとの関係でも訴訟終了宣言が議論の対象となるであろうと予測する（評者は、訴訟係属との関係、訴え取下げとの役割分担、両当事者の合意による訴訟終了の概念、不当提訴または不当応訴と不法行為の成立可能性、言いがかり訴訟の予防等の、訴訟法学上の基礎的問題にかかわる重要な論点であると受け止めている）。

石渡哲「民事訴訟法の改正と控訴審の審理構造――事後審、覆審、続審の長短およびそれぞれの採用の適否――」は、五九頁に及ぶ長大な論文であり、現在進行中の民事訴訟法改正作業を睨んで、控訴審の審理構造につき従来の議論を網羅的に整理し、オーストリア法とドイツ法を参考にして、立法論的提言を行う。筆者は、控訴制度の中心的任務は裁判所の誤った裁判からの当事者の救済にあり、当事者の過誤には厳しい自己責任を課してよいとの基本的立場を前提に、理念的な形態は事後審制であるとする。しかし、弁護士強制主義を採りえない現状の下ではその前提条件を満たしえないとして、現実的な立法論としては、続審制を維持しながら更新権の制限により審理の覆審化を防止すべきであるとする。具体的結論は「改正要綱試案」の個別的提案に対する賛否という形で示されており、従来の議論枠組みの範囲内で手堅いバランス論を展開している。

堤龍弥「職権調査事項と当事者の手続権保障――とくに、適法性の審査（Prüfung der Zulässigkeit）について――」は、

訴訟要件ないし上訴要件の欠缺につき口頭弁論を経ないで裁判する場合の当事者の手続権保障の在り方を検討する。わが国の裁判例の分析とドイツの審尋請求権に関する議論を基礎として、日独の規定および運用の大きな差異を浮かび上がらせ、手続権保障の観点からわが国の立法および実務の問題点を鋭く指摘する。必要的審尋の規定を削除した昭和二九年の法改正の問題性は明確に析出されており、規定復活に向けた立法提案はその凝縮した論述により説得力に富む。

小池和彦「督促手続の改正について――ドイツにおける有理性審査（Schlüssigkeitsprüfung）と既判力をめぐる議論を中心として――」は、近時ドイツで盛んに論じられている督促手続の既判力否定論を詳細に分析し、有理性審査が既判力を認めるための不可欠な条件であることを確認する。この検討は、わが国の今回の民事訴訟法改正にとって極めて重要な意義を有すると思われる。というのも、改正の方向が督促手続の裁判に既判力を否定し、迅速な執行名義の作出に徹底しようとしているからである。筆者は、消費者信用にかかる良俗違反の執行決定が多発したドイツの実務の経験から、有理性審査は省略すべきでないとし、「改正要綱試案」に反対して申立書の記載事項にも有理性審査に適う事実の記載を要求する。立法論としては督促手続を二元的に構成し、コンピュータ処理を前提とした既判力のない手続と厳格な有理性審査を前提とした既判力のある手続とを用意し、債権者に手続を選択させるという案を提示する。評者もかねてより既判力否定論に重大な関心を有するものであるが、従来の督促手続の下でも（たとえば利息制限法違反を看過した支払命令が頻発していたという実態を踏まえて）実質審査の欠如を前提とした既判力制限論が提案されてもおかしくないと考えていた。今回の改正作業の過程で出された有力な意見には、このような趣旨が含まれていたと思う。もっとも、実質審査の欠如という実態に着目するなら欠席判決にも同じことがいえ、右の意見は判決手続における既判力の存在根拠にも疑念を投げかけずには済まない。この点で、督促手続の既判力否定は理論上も重大な問題提起を孕むものと考えている。今後、この方向（欠席判決の既判力制限論ないし簡易な救済方法の承認）での議論の展開も期待される。

永井博史「人事訴訟手続法一四条の『婚姻ヲ維持スル為メ』の意味をめぐって」は、人訴法一四条に定める片面的職権探知原則につき、その立法の経緯と模範とされたドイツ民訴法五八一条の今日までの変遷を辿ったうえで、独自の解釈試論を呈示する。筆者は、同条が婚姻関係を終生のものとするカトリシズムの影響を受けたドイツ民訴法の模倣の結果であり、協議離婚を認めるわが国の法制度の下では事情が異なることを承認しながらも、解釈論として法文を無視することは許されないとして「立法論に至ることの許されない解釈論の限界を模索」する。具体的には、婚姻維持の公益と実体的真実発見の公益との間の利益調整により片面的職権探知と双面的職権探知の適用を分か

つ試論を展開する。比較法的知見には確かなものを感じるが、離婚の訴えにつきなぜ婚姻維持の公益が優越するのか、依然として評者には疑問が残る。婚姻が社会秩序の基本的構成単位であることから当事者の任意処分を許さぬ公益性が存するとの出発点自体が、協議離婚を認める離婚実体法の下で、しかも実際の離婚の形態が圧倒的に裁判離婚でなく協議離婚によるわが国の現実の下で妥当するのか、それゆえ、婚姻維持の公益というものが出発点として承認されるのかが問われなければならない。むしろ裁判離婚につき破綻主義を採ることの特殊日本的意味と婚姻を維持する方向での裁量棄却（民法七七〇条二項）の意義を問うことによって、わが国における婚姻維持の公益とその強度が明らかになるのではなかろうか。評者はむしろ、世界に稀な離婚法をもつ日本で、手続法にも独自の立法論を期待してしまう。

西澤宗英「フランス消費者倒産法における『誠意のある(de bonne foi)』債務者の概念」および三上威彦「ドイツ改正倒産法における消費者倒産の取扱いについて」は、それぞれフランスの一九八九年法で創設された消費者倒産処理手続とドイツの一九九四年に成立した改正倒産法の消費者倒産手続を詳細に紹介し、わが国の消費者破産と免責制度の運用に対する示唆を得ようとするものである（ドイツ倒産法の改正経過については、その立案段階から綿密な検討を加えてきた三上教授の労作『ドイツ倒産法改正の軌跡』（成文堂）が同時期に刊行された）。近時、とくに免責制度の運用につき制限論と緩和論との間で激しい論争が展開されているが、右の二つの研究は議論の土台を広げ、かつその信頼度の高さにより議論の基礎を充実させるものであり、今後の立法論の展開に貴重な資料を提供するものといえよう。

斎藤和夫「担保権実行競売への新『統合』」は、筆者年来のテーマとする「ドイツ強制抵当制度」研究の第十論文に当たり、その結論部分の一部を成す。これまでの比較法および法制度史的考察の結果として、法構成の上でも法典編成の上でも抵当権者を中心とする担保権者による担保権実行手続を基本型とし、その準用型として無担保債権者による執行競売手続を位置づけるべきことを、立法論的に提言する。これは、三ケ月章教授の立法論的立場および現行民事執行法の法典編成と正反対の立場からの担保執行・強制執行の統合論である。ドイツの不動産強制執行手続の法構造が抵当権実行を主軸とすること及びその歴史的経緯が明らかにされたことは貴重な財産となろう。評者も全く異なる視点から、むしろ強制競売の担保競売への接近・統合に関心を有する者であるが、問題は法典編成の立法技術よりも、独日の登記制度の基本的相違（手続、管轄、実質的審査の保障）や公正証書の質の違い（公証人の選任、嘱託人双方立会原則、作成過程の実質的審査の程度）を前提としたわが国執行法の執行名義のいい加減さ、執行債務者の保護の必要性（簡易な救済方法の許容）にこそ注目すべきではないかと考えるがい

かがなものであろうか。

陳栄宗「台湾の強制執行法の改正」は、一九八七年から五年間司法院の委員として改正作業にあたってきた筆者が、台湾強制執行法の概要と一九九二年一二月に完成した強制執行法の改正草案のポイントを紹介する。執行文制度の不存在、執行力の主観的範囲に争いある場合の訴訟による解決、自力救済後の裁判所の手続、債務者の執行開始前一年内の財産変動状況の報告義務と違反の場合の拘留等、比較法的に興味ある知見が蓄積された。

金洪奎「韓国における集団紛争処理手続法の制定について」は、現在進行中の集団紛争処理手続法の草案作成作業の動向を紹介するとともに、法制定の形式として単行法でいくべきか既存の特別法の中に特則を挿入すべきかを問い、アメリカ流のクラスアクションとドイツ流の団体訴訟の導入可能性を検討する。わが国の議論と極めて類似した俎上で検討が行われており、わが国の立法論としても大いに参考になる視点を提供する。

加藤修「株主代表訴訟制度の妥当な展開への基礎」は、平成五年の株主代表訴訟制度改正の背景を探り、「株主の地位の強化」という要請と「悪しき会社中心主義」への反省の二点を中核にすえて、制度の健全な展開への指針を確立しようとする。筆者は、株主代表訴訟の構造を代位訴訟と代表訴訟の二面性を有する手続と理解する。濫訴の危険は否定し、株主による訴えの取下げ、和解、請求の放棄も、厳重な注意義務のもとで認める。会社による取締役側への補助参加も認める。経営陣の萎縮を防ぐため、経営判断の法則をわが国なりに確立すべしとする。

河村好彦「主張責任と一般条項」は、一般条項における主要事実とは何か、主張責任がどのように機能するかを改めて問う。前者については競合的類型と総合的類型で分け、後者については当該条項が当事者間の利害関係の調整を目的とするか国民全体の利益を図るかという視点で区別する。

藤井まなみ「強制執行の際の外国国家に対する主権免除」は、執行手続上の主権免除の制限を論じ、その対象は、外国国家が国家の存立の根幹に関わる重要な行為のために必要とされる財産と国家間の協定等によりその遂行を法廷地国が保障してやらなければならないような行為のために必要とされる財産に限定すべきであるとする。また、そのような財産であるかぎり、地方自治体や独立行政法人にも主権免除を認めるべきであるという。大濱しのぶ「EC取消訴訟における仏法と独法の影響」は、ECの裁判制度に関する基本的論点の一つである私人が提起する取消訴訟の訴えの利益の問題につき、Fromont の古典的論文に立ち返り、フランス法とドイツ法の対立と交錯を明らかにし、その後の法発展の分析視角を得ようとしている。進展著しいEC法研究の中で、最先端の議論に目を奪われがちであるが、むしろ着実な基礎研究こそ貴重であり、今後を期待させる。入稲福智「管轄および執行に関するEEC条約（EuGVÜ）第一条第一項の『民事事件』の概念に関して」は、判決国と承認国

とで「民事事件」の解釈が異なる場合にEuGVÜの適用の可否が問題となることから、EC裁判所の判例に基づきその概念を明らかにしようとする。

四　第三部「学術交流」として最後を締め括る宮澤浩一「ザール大学と慶應義塾」は、石川教授とともに自ら学術交流の基礎と発展を率いてきた筆者の自負と、祈りにも似た後進への期待が託されている。近年、方々の大学で海外の研究機関との学術交流が盛んであるが、その実質を保持するのはたやすいことではない。単なる飾りや箔付け、入学案内の宣伝用、研究者個人の便宜のため、といった割り切った考えで運用する大学さえある。名誉学位の授与も、便宜供与の確保を狙った「小道具」と捉える向きもあるが、真の交流とは「駆け引き」ではあるまい。筆者は「大学と大学の友好関係とは、これらの研究機関に所属する研究者同志の個人的な友情、友好関係の深さ、其の積み上げによるのである。機関と機関、組織と組織とがそれぞれ一人歩きして、絆を結ぶなど言うことは、グロテスクである」とさえ言い切る。同感である。宮澤教授は辛口の言葉で、後輩に熱い励ましのエールを送る。「これまで、ザール大学で研究生活を送った多くの塾関係者は、どちらかというと、受け身の形でザール大学に赴き、帰国後、それぞれが個人的・学問的に連携を深める役割を担っているとは思えない状況にある。……ザール大学と慶應義塾との密接な関係を今後維持するための松明は、次の世代に引き継がれて行かねばならぬ。諸君、もって如何となすや。」外部の者から見れば、羨ましい鞭撻にも映る。

五　ユビラール、リュケ教授の研究業績は多岐にわたり、民事訴訟法のほか、行政訴訟法、倒産法、民法、労働法、社会保障法にも及び、すでに多くの邦訳を通じてわが国でも著名である。また、ドイツの初学者向けの法律雑誌JuSの発刊、『ミュンヘナー・コンメンタール民事訴訟法』の編著者としても名高い。長年にわたってわが国からの多くの留学者を受け入れ、その研究助成・協力を通じて日独の学術交流の発展にも多大な貢献を果たした。とりわけ民事訴訟法学においては、中田教授・小野木教授の還暦記念論文集への寄稿、民訴学会での講演および『民事訴訟雑誌』への寄稿、中野・石川両教授を含むわが国の指導的民訴法学者との討論等を通じて、学問の深化に与えた影響は計り知れない。本書にも示されているように、教授の指導を受けた多くの若手研究者が、帰国後各国の大学の教職に就いて研究・教育に従事し、次の時代を担おうとしている。一九六六年、七〇年、九〇年そして九五年に来日し、数多くの講演も行った。さらに、ザールブリュッケン独日協会を設立し、その発展にも尽力された。これら日独の学術・文化交流への功績から、すでに六六年に日本民事訴訟法学会の名誉会員に推挙されたほか、七〇年に慶應義塾大学の名誉法学博士、九一年には日本国の勲三等瑞宝章を授与された。しかし、本書の刊行は、後進の育成に生涯を捧げた恩師シーダーマイア教授の伝統を引き継ぐリュケ教授にとって、とりわけ感慨深いものがあろうし、

学者として最高の勲章と受け取られたのではないだろうか。

（信山社、一九九五年、A5、六二〇頁）

〔追記〕 脱稿後、民事訴訟法改正要綱案が公表され、さらに改正法が成立し、公布された。

中山　幸二